

## 徳島県訓令第9号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ネットワーク機器」を「通信機器」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 ネットワーク管理者 企画総務部情報政策課長をいう。

第二条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「、同規則第四条第二号に規定する東部各局、同条第三号に規定するセンター等並びに同条第四号に規定する総合県民局」を「並びに同規則第四条第二号に規定する出先機関」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第七号を削り、第八号を第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 ネットワーク通信機器 県庁総合サービスネットワークを構成する全ての通信機器をいう。

七 ネットワークコンピュータ 職員が利用するためにネットワーク管理者が設置した県庁総合サービスネットワークを構成するパーソナルコンピュータをいう。

八 利用承認装置 ネットワーク管理者が県庁総合サービスネットワークの利用を承認したサーバ、パーソナルコンピュータ、ネットワークプリンタ等の装置をいう。

九 データ 県庁総合サービスネットワーク上で取り扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。

第三条第一項中「及びネットワーク機器」を「並びにネットワーク通信機器及びネットワークコンピュータ」に改め、同条第二項中「当該システム」を「当該業務システム」に改め、同条第三項中「、その設置している端末装置の維持管理を行い」を削り、「努める」を「努めるとともに、利用承認装置を設置している場合は、その維持管理を行う」に改める。

第四条の見出し中「への協議事項」を「の承認を要する事項」に改め、同条中「協議しなければ」を「協議し、その承認を得なければ」に改め、同条第二号中「端末装置」を「利用承認装置」に改める。

第五条第一項中「端末装置」を「利用承認装置」に改め、同条第二項中「県庁総合ネットワーク」を「県庁総合サービスネットワーク」に改める。

第六条第一項第一号中「ネットワーク機器」を「ネットワーク通信機器及びネットワークコンピュータ」に改め、同項第三号中「端末装置」を「利用承認装置」に改める。

第十条第一項中「みだりに」を削り、「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第十一条中「県庁総合サービスネットワークを」を「職員は、県庁総合サービスネットワークを」に改める。

第十二条第一項第一号中「及びネットワーク機器」を「並びにネットワーク通信機器及びネットワーキングコンピュータ」に改め、同項第三号及び同条第二項中「端末装置」を「利用承認装置」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。